

# 平成18年 国民生活基礎調査の概況

## 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
I 世帯数と世帯人員数の状況	
1 世帯構造及び世帯類型の状況	2
2 65歳以上の者のいる世帯の状況	3
3 児童のいる世帯の状況	5
II 各種世帯の所得等の状況	
1 年次別の所得の状況	7
2 五分位階級別の所得の状況	8
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	9
4 所得の種類別の状況	10
5 生活意識の状況	11
統計表・参考	12
用語の説明	15

厚生労働省大臣官房統計情報部  
社会統計課国民生活基礎調査室

## 【利用上の注意】

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
減少数(率)の場合	△

(2) この概況に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る昭和60年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。

(4) 平成7年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。

# 調 査 の 概 要

## 1 調査の目的

この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は小規模な調査を実施することとしている。

平成18年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

## 2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成12年国勢調査区から層化無作為抽出した1,056地区内のすべての世帯及び世帯員を、所得票については、前記の1,056地区に設定された単位区から無作為に抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員を客体とした。

(注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。)

## 3 調査の実施日

世帯票 …………… 平成18年6月1日（木）

所得票 …………… 平成18年7月13日（木）

## 4 調査の事項

世帯票 …………… 単独世帯の区分、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、就業状況等

所得票 …………… 所得の種類別金額、所得税等の額、生活意識の状況等

## 5 調査の方法

調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査票に記入する方法により行った。

## 6 調査の系統

### ・世帯票

厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 ——— 指導員 ——— 調査員 ——— 世帯  
┌───────────┐  
保健所設置市  
└───────────┘  
特 別 区

### ・所得票

厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 福祉事務所 ——— 指導員 ——— 調査員 ——— 世帯  
┌───────────┐  
市・特別区及び福祉  
事務所を設置する町村  
└───────────┘

## 7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調 査 客 体 数	回 収 客 体 数	集 計 客 体 数 (集計不能のものを除いた数)
世 帯 票	58,251世帯	46,872世帯	46,871世帯
所 得 票	9,333世帯	6,605世帯	6,227世帯

# 結果の概要

## I 世帯数と世帯人員数の状況

### 1 世帯構造及び世帯類型の状況

平成18年6月1日現在における我が国の世帯総数は4753万1千世帯となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1482万6千世帯（全世帯の31.2%）で最も多く、次いで「単独世帯」1204万3千世帯（同25.3%）、「夫婦のみの世帯」1019万8千世帯（同21.5%）の順となっている。

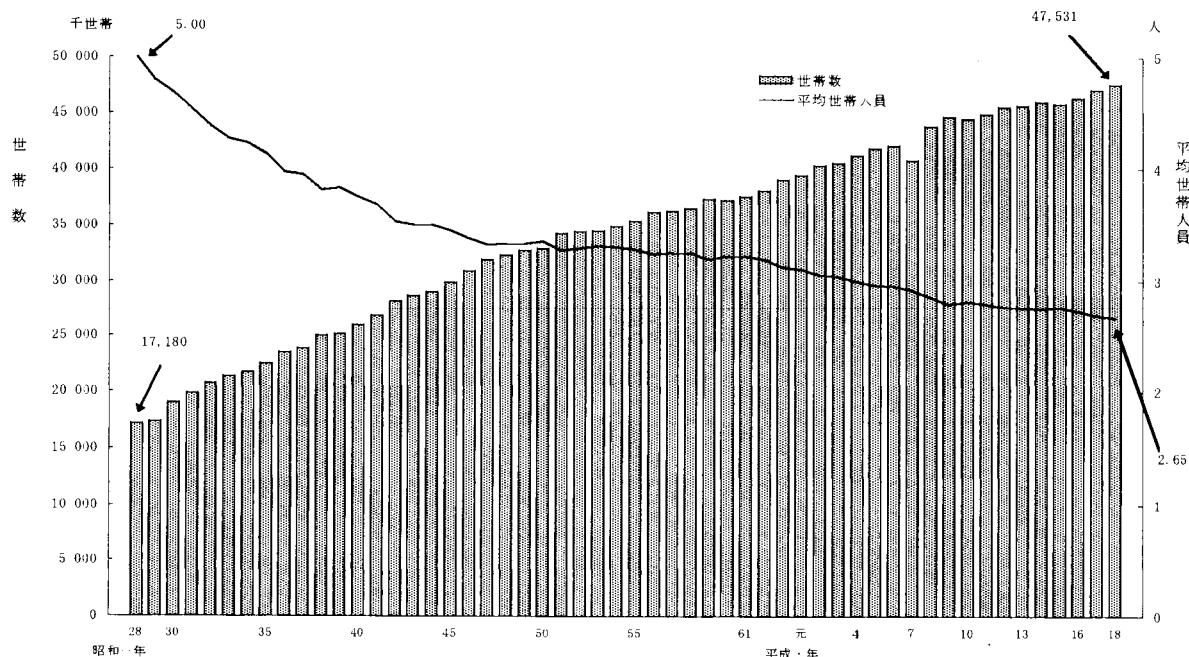
世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は846万2千世帯（全世帯の17.8%）、「母子世帯」は78万8千世帯（同1.7%）となっている。（表1、図1）

表1 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推計数 (単位：千世帯)						推計数 (単位：千世帯)				(人)
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
17	47 043	11 580	10 295	14 609	2 968	4 575	3 016	8 349	691	79	37 924	2.68
18	47 531	12 043	10 198	14 826	3 002	4 326	3 137	8 462	788	89	38 192	2.65
		構成割合 (単位：%)						構成割合 (単位：%)				
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
17	100.0	24.6	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4	17.7	1.5	0.2	80.6	・
18	100.0	25.3	21.5	31.2	6.3	9.1	6.6	17.8	1.7	0.2	80.4	・

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

## 2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は1828万5千世帯（全世帯の38.5%）となっている。

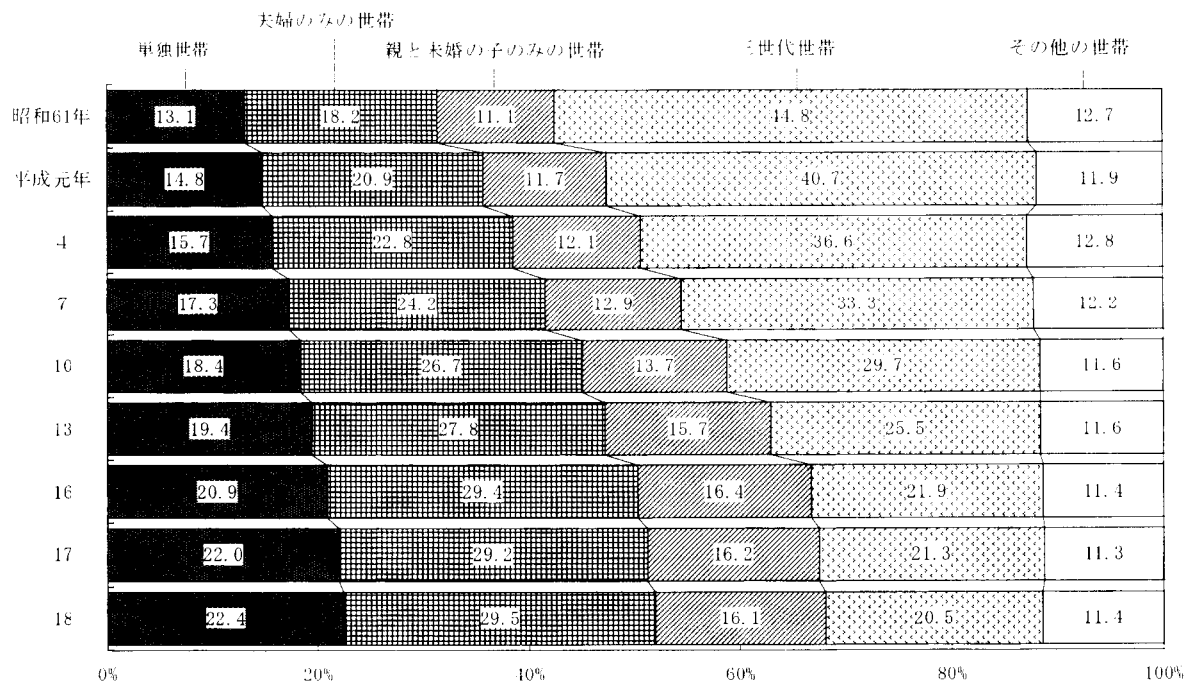
世帯構造別にみると、「夫婦のみの世帯」が539万7千世帯（65歳以上の者のいる世帯の29.5%）で最も多く、次いで「単独世帯」410万2千世帯（同22.4%）、「三世代世帯」375万1千世帯（同20.5%）の順となっている。（表2、図2）

表2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合の年次推移

年次	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合（%）	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	（再掲）65歳以上の者のみの世帯
推 計 数 (単位：千世帯)								
昭和61年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
平成元年	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
4	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
7	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
10	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
13	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
16	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
17	18 532	(39.4)	4 069	5 420	3 010	3 947	2 088	8 337
18	18 285	(38.5)	4 102	5 397	2 944	3 751	2 091	8 434
構 成 割 合 (単位：%)								
昭和61年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
平成元年	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
4	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
7	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
10	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
13	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
16	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
17	100.0	・	22.0	29.2	16.2	21.3	11.3	45.0
18	100.0	・	22.4	29.5	16.1	20.5	11.4	46.1

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の年次推移



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯を世帯構造別にみると、「夫婦のみの世帯」411万4千世帯（高齢者世帯の48.6%）、「単独世帯」410万2千世帯（同48.5%）となっている（表3、図3）。

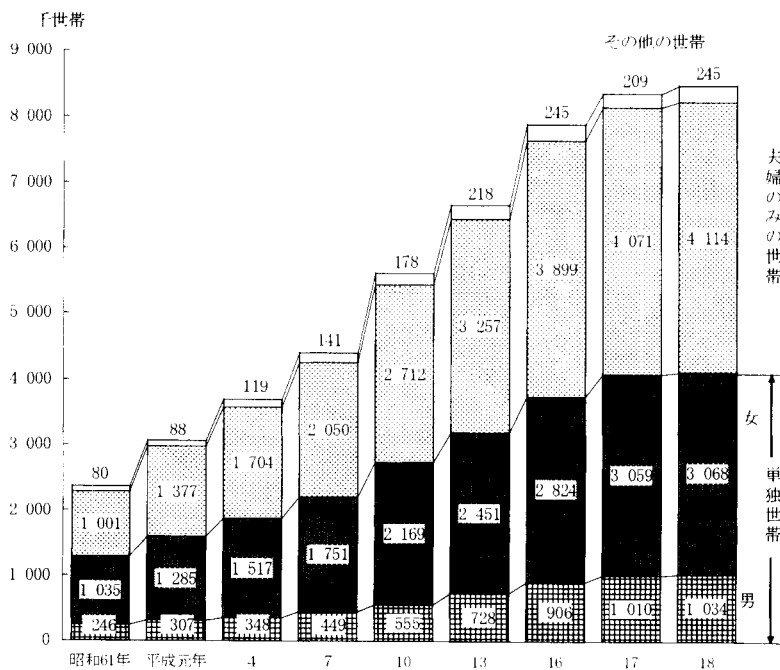
「単独世帯」を性別に年齢階級の構成割合をみると、男では「65～69歳」が31.8%、女では「75～79歳」が25.4%とそれぞれ多くなっている（図4）。

表3 世帯構造別にみた高齢者世帯数及び構成割合の年次推移

年次	総数	単独世帯			夫婦のみの世帯	その他の世帯
		男の単独世帯	女の単独世帯			
推 計 数 (単位：千世帯)						
昭和61年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
平成元年	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
4	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
7	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
10	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
13	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
16	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
17	8 349	4 069	1 010	3 059	4 071	209
18	8 462	4 102	1 034	3 068	4 114	245
構 成 割 合 (単位：%)						
昭和61年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
平成元年	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
4	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
7	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
10	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
13	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
16	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
17	100.0	48.7	12.1	36.6	48.8	2.5
18	100.0	48.5	12.2	36.3	48.6	2.9

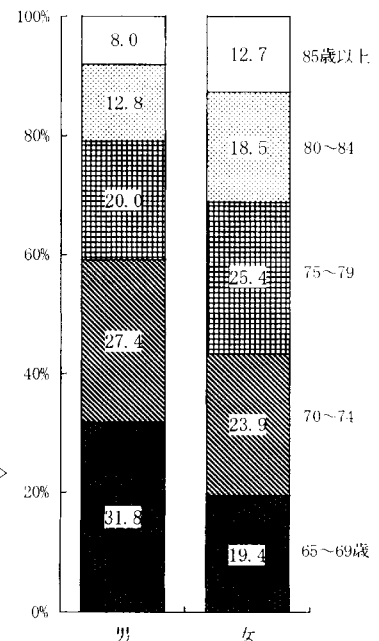
注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図3 世帯構造別にみた高齢者世帯数の年次推移



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図4 性・年齢階級別にみた高齢者の単独世帯の構成割合 平成18年



### 3 児童のいる世帯の状況

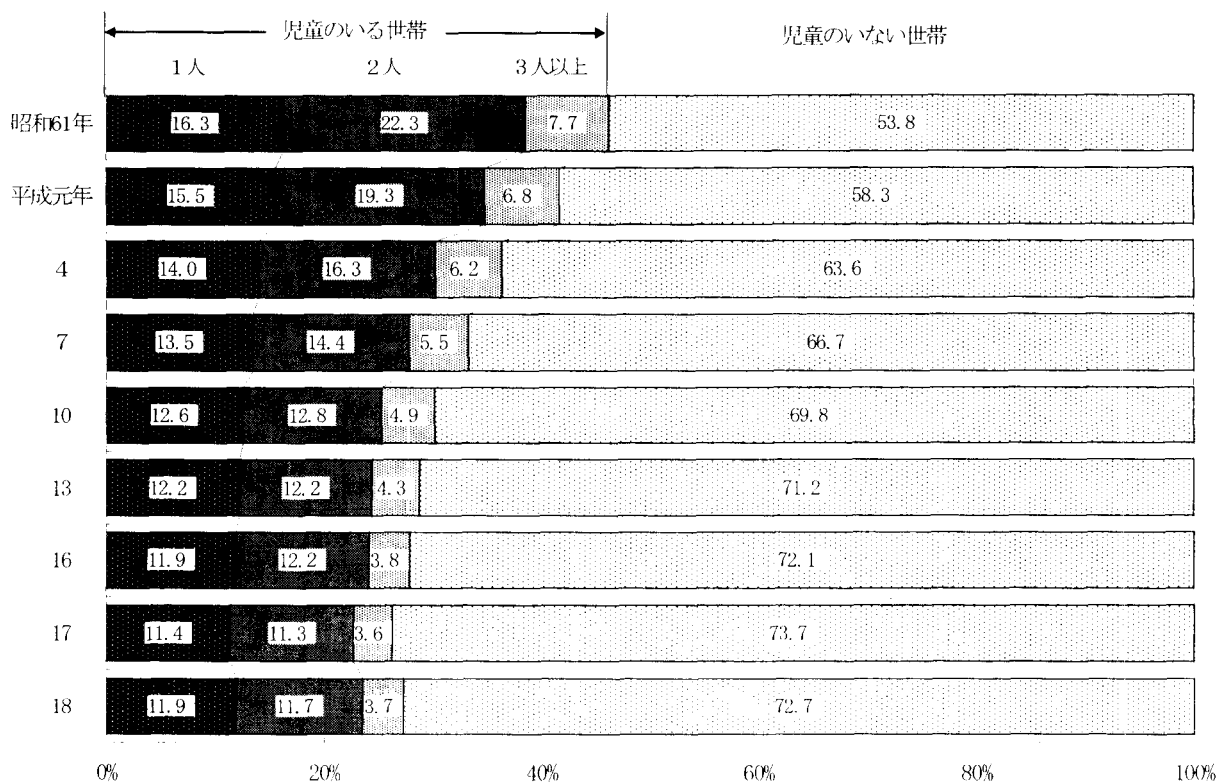
児童のいる世帯は1297万3千世帯（全世帯の27.3%）となっており、世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」892万世帯（児童のいる世帯の68.8%）、「三世帯世帯」276万世帯（同21.3%）となっている（表4、図5）。

表4 世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

年次	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯		三世帯世帯	その他の世帯	児童のいる世帯の平均児童数	
					ひとり親と未婚の子のみの世帯	世帯				
昭和61年	17 364	(46.2)	80	12 080	11 359	722	4 688	516	1.83	
平成元年	16 426	(41.7)	125	11 419	10 742	677	4 415	467	1.81	
4	15 009	(36.4)	85	10 371	9 800	571	4 087	467	1.80	
7	13 586	(33.3)	116	9 419	8 840	580	3 658	392	1.78	
10	13 453	(30.2)	139	9 420	8 820	600	3 548	346	1.77	
13	13 156	(28.8)	113	9 368	8 701	667	3 255	421	1.75	
16	12 916	(27.9)	60	9 589	8 851	738	2 902	365	1.73	
17	12 366	(26.3)	7	9 081	8 299	782	2 944	335	1.72	
18	12 973	(27.3)	32	9 805	8 920	885	2 760	375	1.72	
			構成割合(単位:%)							
昭和61年	100.0	・	0.5	69.6	65.4	4.2	27.0	3.0	・	
平成元年	100.0	・	0.8	69.5	65.4	4.1	26.9	2.8	・	
4	100.0	・	0.6	69.1	65.3	3.8	27.2	3.1	・	
7	100.0	・	0.9	69.3	65.1	4.3	26.9	2.9	・	
10	100.0	・	1.0	70.0	65.6	4.5	26.4	2.6	・	
13	100.0	・	0.9	71.2	66.1	5.1	24.7	3.2	・	
16	100.0	・	0.5	74.2	68.5	5.7	22.5	2.8	・	
17	100.0	・	0.1	73.4	67.1	6.3	23.8	2.7	・	
18	100.0	・	0.3	75.6	68.8	6.8	21.3	2.9	・	

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

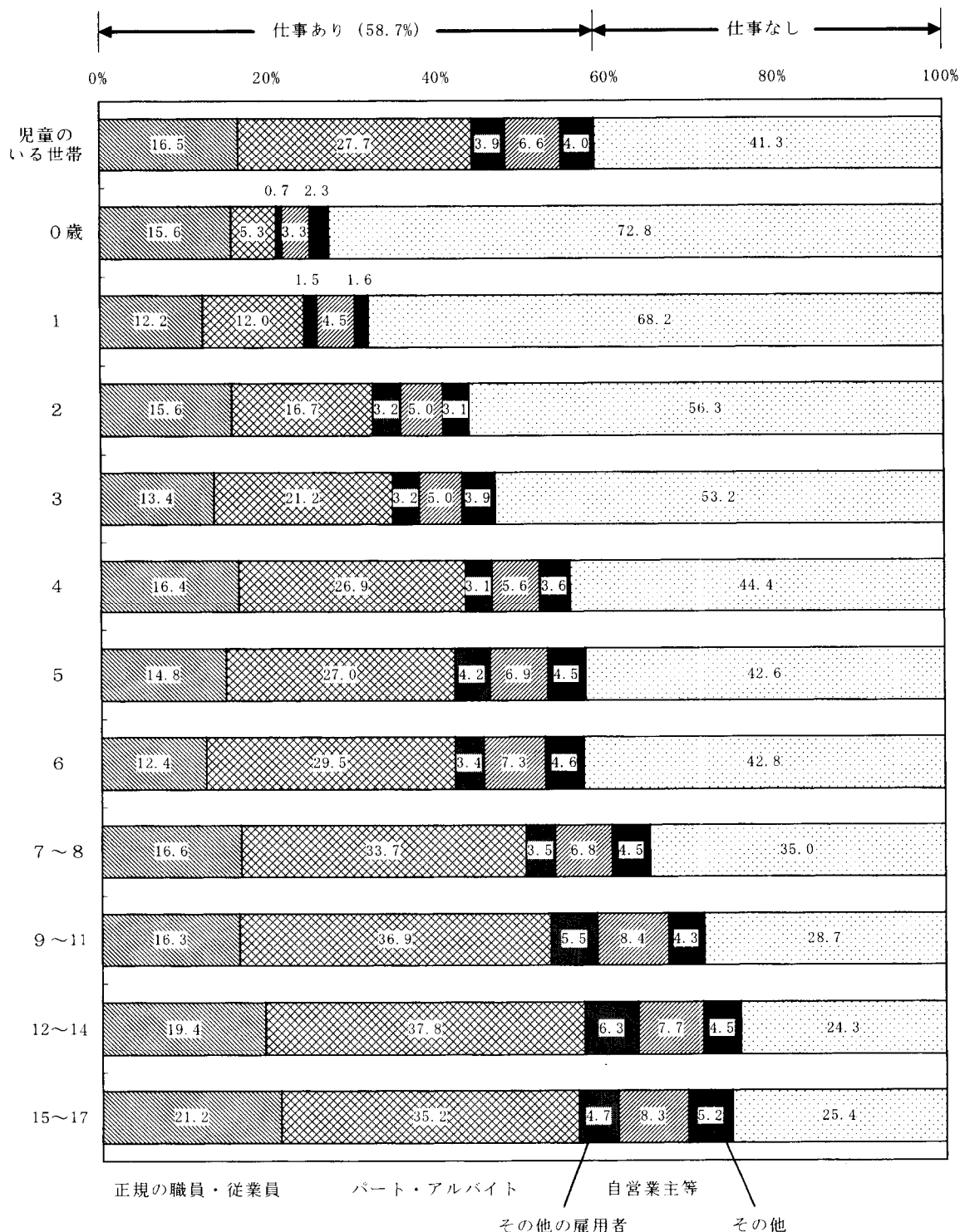
図5 児童の有（児童数）無別にみた世帯数の構成割合の年次推移



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

児童のいる世帯の母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は58.7%となっている。末子の年齢階級でみると、末子の年齢が高くなるにしたがって、「仕事あり」の割合は高くなる傾向にあり、勤め（勤め先での呼称）か自営かで見ると「パート・アルバイト」の割合が高くなる傾向にある（図6）。

図6 児童のいる世帯における末子の年齢階級、母の仕事の有無、勤め（勤め先での呼称）か自営か別構成割合  
平成18年



注：1) 「その他の雇用者」には派遣社員、契約社員・嘱託を、「自営業主等」には家族従業者を、「その他」には会社・団体等の役員、家庭内職者を含む。  
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。



## II 各種世帯の所得等の状況

「平成18年調査」の所得とは、平成17年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。

### 1 年次別の所得の状況

平成17年の全世帯の1世帯当たり平均所得金額は563万8千円となっており、前年と比較すると2.9%の減少となっている。また、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額は301万9千円、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額は718万円といずれも前年より増加している（表5）。

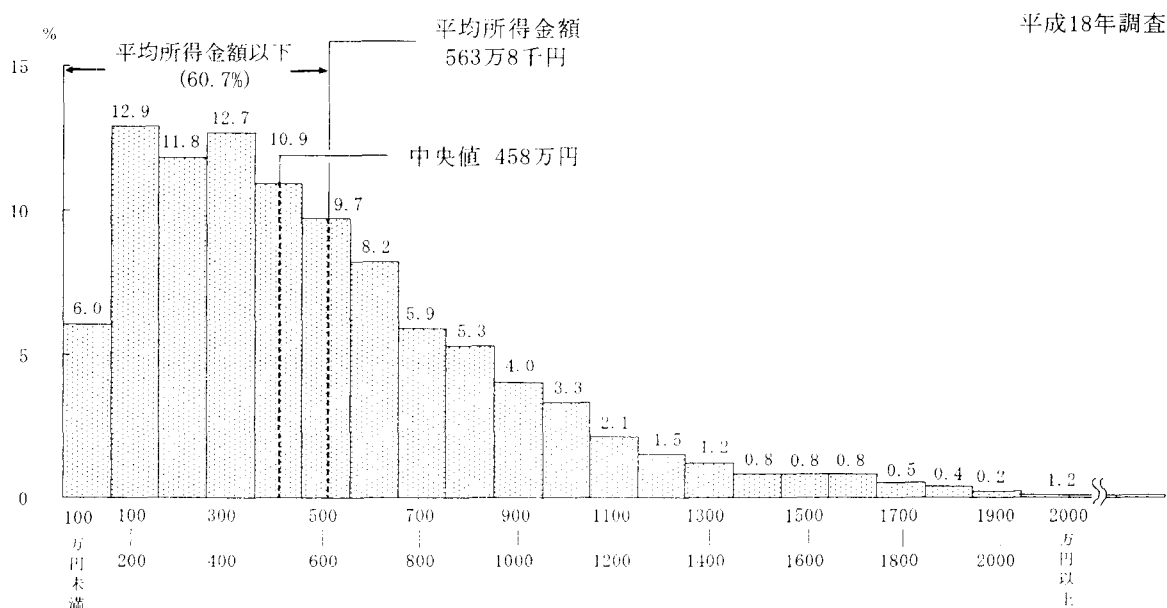
表5 1世帯当たり平均所得金額の年次推移

	平成 8年	9	10	11	12	13	14	15	16	17
全世帯の1世帯当たり 平均所得金額 (万円)	661.2	657.7	655.2	626.0	616.9	602.0	589.3	579.7	580.4	563.8
対前年増加率 (%)	0.2	△ 0.5	△ 0.4	△ 4.5	△ 1.5	△ 2.4	△ 2.1	△ 1.6	0.1	△ 2.9
高齢者世帯の1世帯当たり 平均所得金額 (万円)	316.0	323.1	335.5	328.9	319.5	304.6	304.6	290.9	296.1	301.9
対前年増加率 (%)	△ 0.3	2.2	3.8	△ 2.0	△ 2.9	△ 4.7	0.0	△ 4.5	1.8	2.0
児童のいる世帯の1世帯 当たり平均所得金額 (万円)	781.6	767.1	747.4	721.4	725.8	727.2	702.7	702.6	714.9	718.0
対前年増加率 (%)	6.0	△ 1.9	△ 2.6	△ 3.5	0.6	0.2	△ 3.4	△ 0.0	1.8	0.4

所得金額階級別世帯数の分布をみると、「100～200万円未満」が12.9%、「300～400万円未満」が12.7%と多くなっている。

所得金額が世帯全体の平均額（563万8千円）より低い世帯の割合は60.7%となっている。（図7）

図7 所得金額階級別世帯数の相対度数分布



## 2 五分位階級別の所得の状況

全世帯を5等分した所得五分位階級別に所得金額をみると、最も低い第Ⅰ階級は206万円以下（1世帯当たり平均所得金額129万円）、第Ⅱ階級は206～368万円（同289万8千円）、第Ⅲ階級は368～557万円（同459万5千円）、第Ⅳ階級は557～832万円（同679万7千円）、第Ⅴ階級は832万円以上（同1261万4千円）となっている（図8、表6）。

図8 所得金額別にみた世帯数の相対累積度数分布及び所得五分位階級別分位値

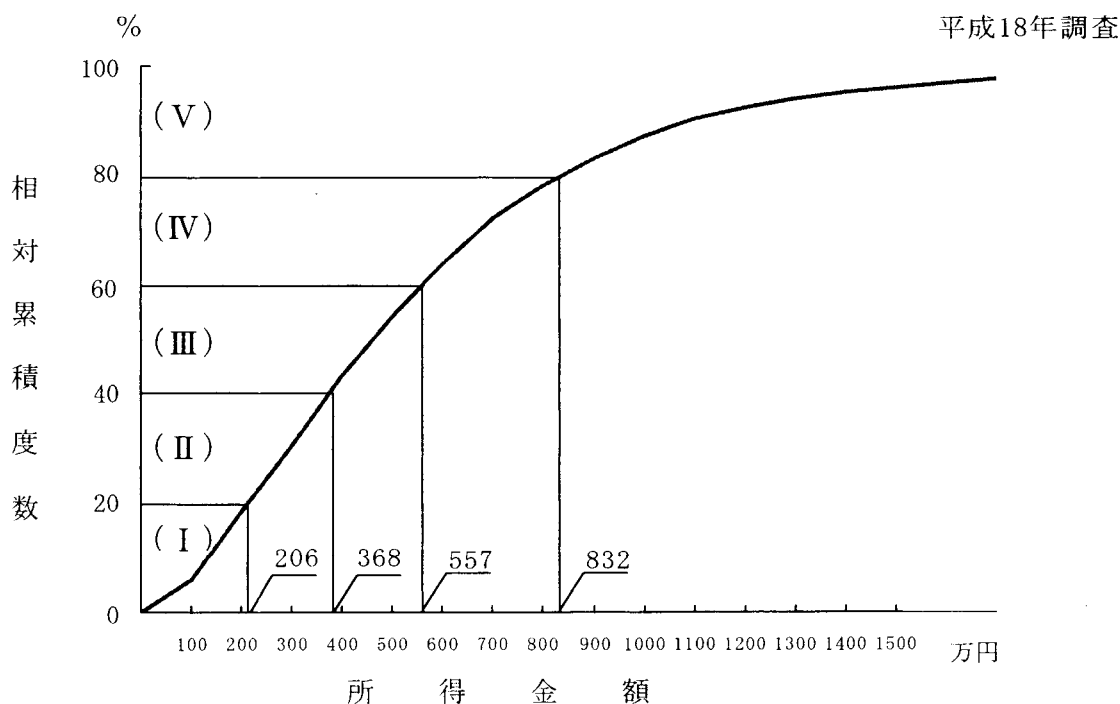


表6 所得五分位階級別にみた1世帯当たり平均所得金額の年次推移

(単位：万円)

所得五分位階級	平成8年	9	10	11	12	13	14	15	16	17
総数	661.2	657.7	655.2	626.0	616.9	602.0	589.3	579.7	580.4	563.8
第Ⅰ	148.4	146.9	153.8	141.9	136.5	135.0	126.9	131.4	123.9	129.0
第Ⅱ	345.5	340.8	354.9	320.0	316.0	310.4	303.4	305.4	291.7	289.8
第Ⅲ	543.3	538.5	545.8	507.1	497.4	486.1	477.6	478.1	465.8	459.5
第Ⅳ	802.7	792.7	782.2	755.0	743.3	728.8	716.3	710.5	725.4	679.7
第Ⅴ	1 466.2	1 469.8	1 439.5	1 405.7	1 391.2	1 349.9	1 322.0	1 272.9	1 295.1	1 261.4

### 3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が734万6千円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」の順となっており、最も低いのは「29歳以下」の306万4千円となっている。

同様に世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が245万6千円で最も高く、最も低いのは「29歳以下」の169万1千円となっている。（表7、図9）

表7 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり－世帯人員1人当たり平均所得金額

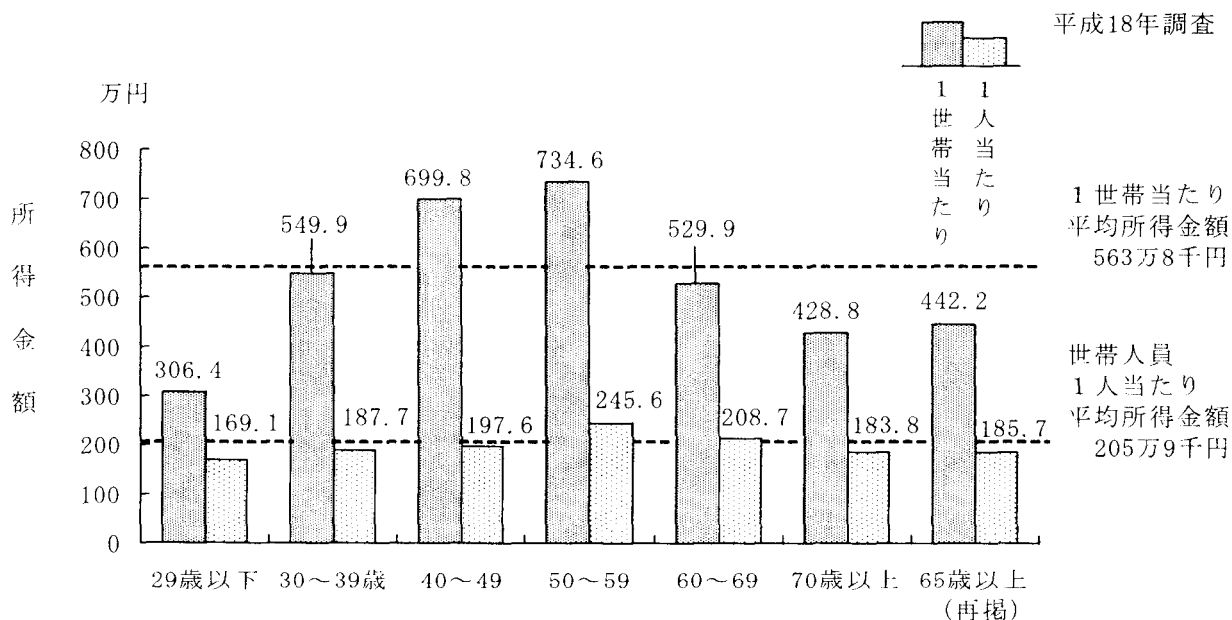
(単位：万円)

平成18年調査

	総数	29歳以下	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70歳以上	(再掲) 65歳以上
1世帯当たり 平均所得金額	563.8	306.4	549.9	699.8	734.6	529.9	428.8	442.2
世帯人員1人当たり 平均所得金額	205.9	169.1	187.7	197.6	245.6	208.7	183.8	185.7

注：年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

図9 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり－世帯人員1人当たり平均所得金額



#### 4 所得の種類別の状況

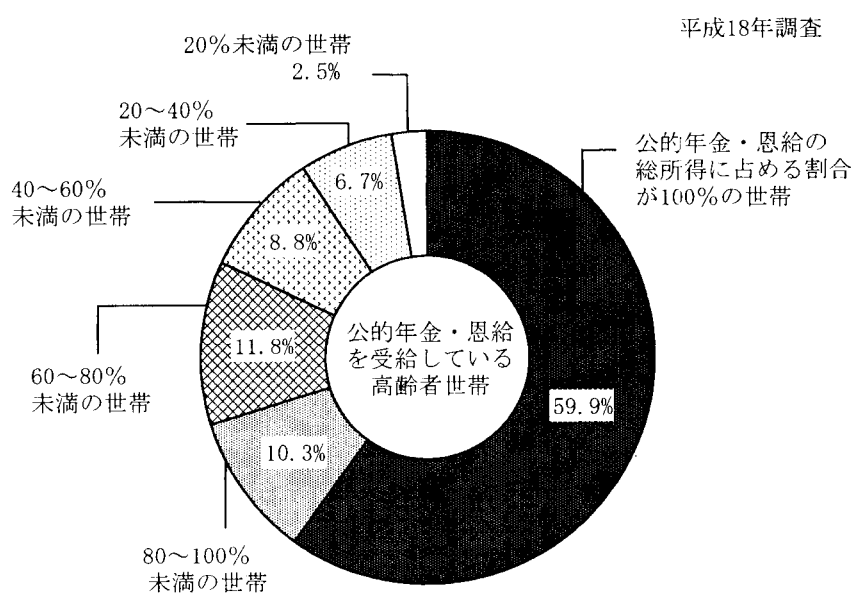
所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が77.6%、「公的年金・恩給」が16.8%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が70.2%、「稼働所得」が18.0%となっている（表8）。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は59.9%となっている（図10）。

表8 所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

平成18年調査						
	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	563.8	437.5	94.7	13.9	4.1	13.5
高齢者世帯	301.9	54.5	211.9	15.7	2.5	17.2
児童のいる世帯	718.0	655.2	33.7	15.1	5.6	8.4
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100.0	77.6	16.8	2.5	0.7	2.4
高齢者世帯	100.0	18.0	70.2	5.2	0.8	5.7
児童のいる世帯	100.0	91.2	4.7	2.1	0.8	1.2

図10 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

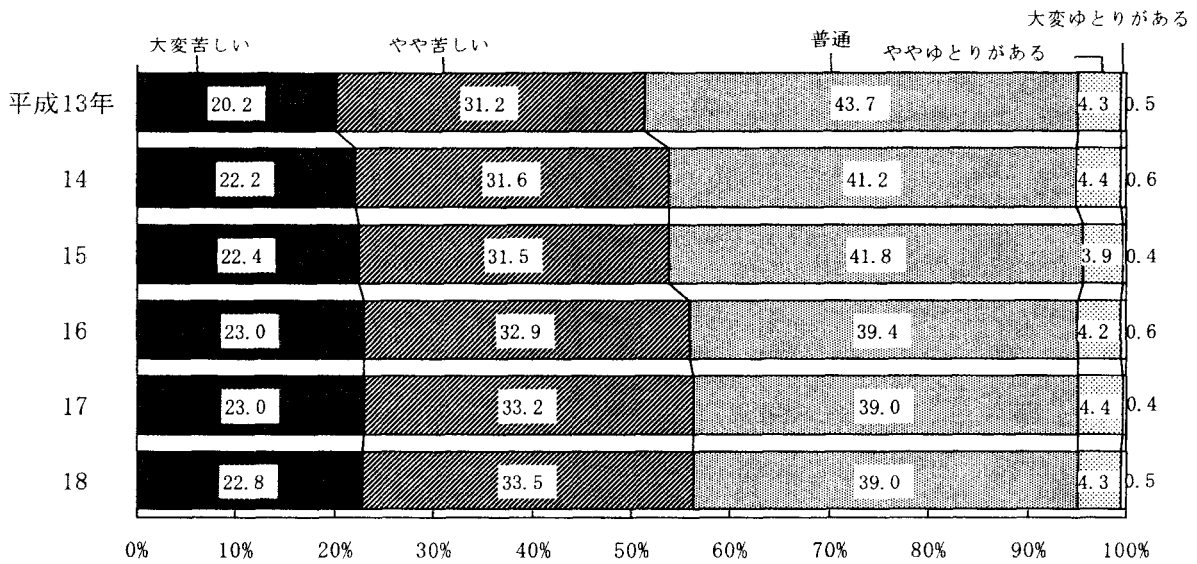


## 5 生活意識の状況

生活意識別世帯数の構成割合をみると、「苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい）」が56.3%、「普通」が39.0%となっている。

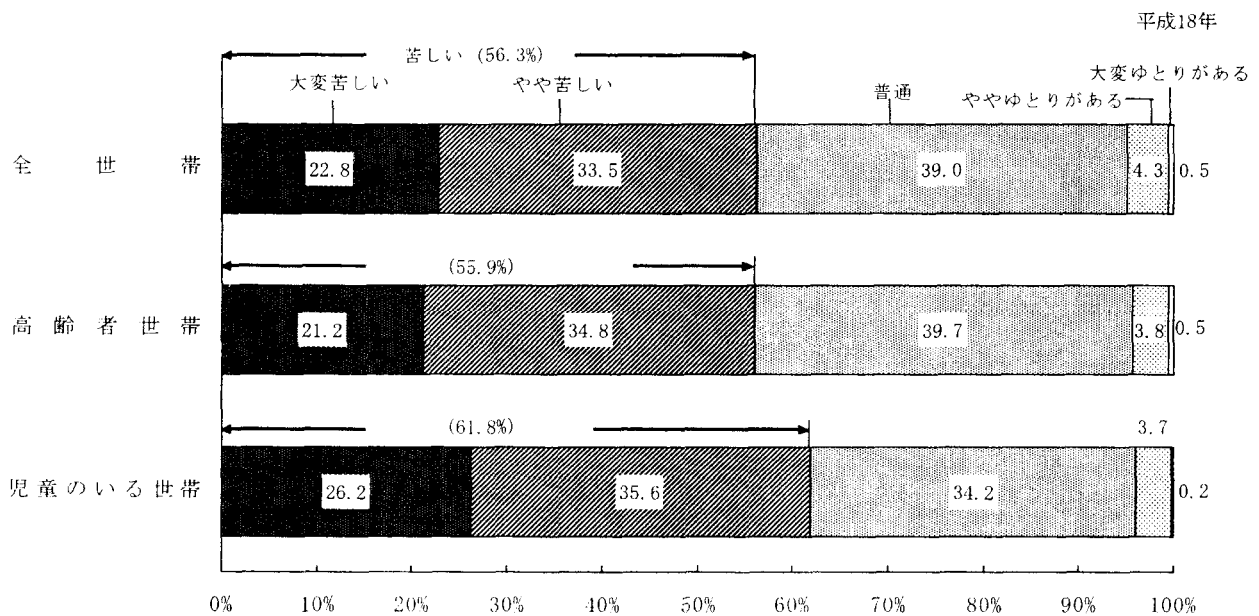
年次推移をみると、「苦しい」と答えた世帯の割合は、近年、横ばいとなっている。（図11）

図11 生活意識別世帯数の構成割合の年次推移



特定の世帯の生活意識別世帯数の構成割合をみると、「児童のいる世帯」では61.8%が「苦しい」と答えているが、「高齢者世帯」では55.9%となっている（図12）。

図12 全世帯及び特定の世帯別にみた生活意識別世帯数の構成割合



# 統計表

第1表 公的年金・恩給を受給している者のいる世帯数の年次推移

年次				(再掲)			(再掲)			(再掲)		
	全世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	60歳以上 の者の いる世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	65歳以上 の者の いる世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	高齢者 世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)
昭和61年	37 544	12 447	(33.2)	12 978	11 633	(89.6)	9 769	9 384	(96.1)	2 362	...	...
平成元年	39 417	13 863	(35.2)	14 449	12 983	(89.9)	10 774	10 420	(96.7)	3 057	...	...
4	41 210	14 825	(36.0)	15 830	13 906	(87.8)	11 884	11 453	(96.4)	3 688	...	...
7	40 770	15 367	(37.7)	16 622	14 628	(88.0)	12 695	12 245	(96.5)	4 390	...	...
10	44 496	17 724	(39.8)	19 087	17 032	(89.2)	14 822	14 323	(96.6)	5 614	5 420	(96.5)
13	45 429	19 371	(42.6)	20 357	18 355	(90.2)	16 198	15 629	(96.5)	6 599	6 347	(96.2)
16	46 242	20 852	(45.1)	22 488	20 431	(90.9)	17 836	17 262	(96.8)	7 865	7 588	(96.5)
17	46 938	21 686	(46.2)	23 285	21 185	(91.0)	18 503	17 898	(96.7)	8 333	8 010	(96.1)
18	47 333	20 798	(43.9)	22 339	20 362	(91.1)	18 201	17 547	(96.4)	8 418	8 082	(96.0)

注：1) 平成13年以降の数値は、「年金受給者の有無不詳の世帯」を除いたものである。  
2) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

第2表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の数の勤めか自営か別構成割合

(単位：%)

平成18年

性 年齢階級	総数	仕事あり	仕事なし									
			自営業主	家 従 業 者	会 社 ・ 団 体 等 の 役 員	一 常 雇 者	1 月 以 上 1 年 未 満 の 契 約 の 雇 用 者	日 々 又 は 1 月 未 満 の 契 約 の 雇 用 者	家 内 職 者	そ の 他	勤 め か 別 詳 不	
男	100.0	72.2	11.7	1.7	5.1	47.4	3.9	1.2	0.1	1.0	0.1	27.8
15～19歳	100.0	15.9	0.1	0.2	0.2	9.0	3.8	1.8	-	0.8	-	84.1
20～29	100.0	81.1	1.9	2.5	2.2	63.5	7.8	2.2	0.0	1.0	0.1	18.9
30～39	100.0	95.0	7.4	3.0	4.9	75.4	2.6	0.7	0.1	0.7	0.1	5.0
40～49	100.0	95.7	11.7	1.9	7.0	72.0	1.9	0.5	0.0	0.6	0.1	4.3
50～59	100.0	92.7	18.0	0.8	8.4	61.3	2.6	0.7	0.1	0.8	0.1	7.3
60歳以上	100.0	41.7	17.3	1.4	4.6	10.3	4.7	1.5	0.2	1.6	0.1	58.3
(再掲)65歳以上	100.0	32.3	16.1	1.6	3.5	5.0	2.9	1.4	0.2	1.6	0.1	67.7
女	100.0	48.8	2.6	5.4	1.5	28.2	7.7	1.5	0.7	1.3	0.1	51.2
15～19歳	100.0	17.1	0.1	0.0	0.1	9.6	4.7	2.3	-	0.3	-	82.9
20～29	100.0	71.1	0.6	1.4	1.0	54.1	10.0	2.5	0.2	1.1	0.1	28.9
30～39	100.0	62.9	1.6	4.1	1.5	42.2	9.9	1.4	1.0	1.3	0.0	37.1
40～49	100.0	72.3	2.8	5.9	2.1	43.9	13.6	1.7	0.8	1.3	0.1	27.7
50～59	100.0	65.3	3.8	8.2	2.6	35.3	10.7	1.9	1.0	1.5	0.1	34.7
60歳以上	100.0	20.7	3.4	6.6	1.1	4.5	2.4	0.7	0.6	1.3	0.1	79.3
(再掲)65歳以上	100.0	15.1	3.2	5.8	0.8	2.0	1.1	0.5	0.5	1.2	0.1	84.9

注：総数には「仕事の有無不詳の者」は含まない。

第3表 全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

平成18年

		全世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯
世帯数(千世帯)		47 531	8 462	12 973	18 285
全世帯に占める割合(%)		100.0	17.8	27.3	38.5
平均世帯人員(人)		2.65	1.53	4.16	2.69
平均有業人員(人)		1.35	0.29	1.72	1.10
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)		78.3	22.4	97.6	57.2
平均家計支出額(万円)		25.8	18.5	31.8	23.7
1世帯当たり平均所得金額(万円)		563.8	301.9	718.0	514.6
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		320.6	163.2	363.5	250.9
構成割合(%)	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位	20.0	43.6	5.4	25.4
	第Ⅱ五分位	20.0	29.9	11.7	23.9
	第Ⅲ五分位	20.0	16.4	22.7	18.6
	第Ⅳ五分位	20.0	5.8	32.2	15.0
	第Ⅴ五分位	20.0	4.2	28.0	17.2
	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	22.8	21.2	26.2	21.3
	やや苦しい	33.5	34.8	35.6	33.3
	普通	39.0	39.7	34.2	41.1
ややゆとりがある	4.3	3.8	3.7	3.9	
大変ゆとりがある	0.5	0.5	0.2	0.4	

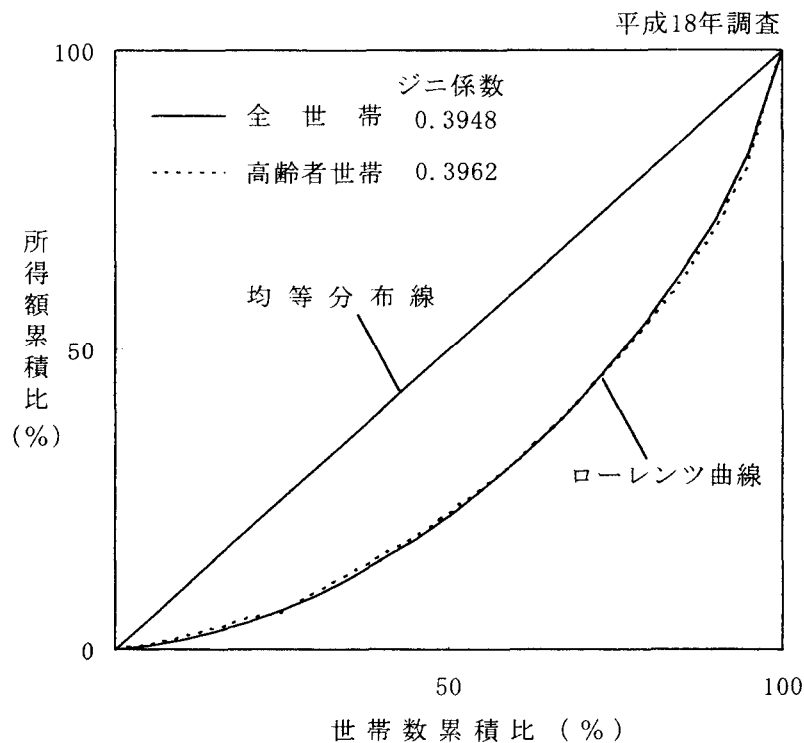
注：1) 「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員数をいう。

2) 「家計支出額」とは、平成18年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・嗜好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など）をいい、税金、社会保険料は含まない。

3) 「所得」については、平成17年中（1～12月分）の状況である。

## 参考

全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額の世帯分布のローレンツ曲線



全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額のジニ係数の推移

年次	全世帯	高齢者世帯
平成6年	0.3918	0.4464
9	0.3954	0.4309
12	0.3997	0.4159
13	0.3965	0.3957
14	0.3986	0.4192
15	0.3882	0.3906
16	0.3999	0.4131
17	0.3948	0.3962

### ローレンツ曲線とは

世帯を所得の低い順に並べ、世帯数の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとって描いた曲線である。所得が完全に均等に分配されていれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線（均等分布線）に一致し、不均等であればあるほどその直線から遠ざかる。

### ジニ係数とは

分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれた面積の均等分布線より下の三角形の面積に対する比率によって、分配の均等度を表したものである。ジニ係数は0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等、1に近いほど不均等となる。

注：年間所得金額とは、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。



## 用語の説明

- 1 「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「世帯主」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者をいう。
- 3 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。  
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「世帯構造」は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯  
世帯員が一人だけの世帯をいう。
  - (2) 核家族世帯
    - ア 夫婦のみの世帯  
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
    - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯  
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
    - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯  
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
  - (3) 三世帯世帯  
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
  - (4) その他の世帯  
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「世帯類型」は、次の分類による。
  - (1) 高齢者世帯  
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
  - (2) 母子世帯  
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
  - (3) 父子世帯  
死別・離別・その他の理由（未婚の場合も含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
  - (4) その他の世帯  
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「仕事あり」とは、平成18年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。
  - (1) 雇用者であって、平成18年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）。

- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成18年5月中に事業は経営されていた場合。
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合。
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合。

8 「勤めか自営かの別」は、次の分類による。

- (1) 自営業主  
商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。
- (2) 家族従業者  
自営業者の家族であって、その経営する事業を手伝っている者をいう。
- (3) 会社・団体等の役員  
会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいう。例えば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などである。
- (4) 一般常雇者  
雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者をいう。
- (5) 1月以上1年未満の契約の雇業者
- (6) 日々又は1月未満の契約の雇業者
- (7) 家庭内職者  
家庭において、収入を得るため仕事をしている者をいう。
- (8) その他  
上記（1）～（7）以外の者をいう。
- (9) 勤めか自営か不詳  
仕事はあるが、勤めか自営かの別が不詳である者をいう。

9 「勤め先での呼称」は、次の分類による。

- (1) 正規の職員・従業員  
一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
- (2) パート・アルバイト  
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。  
「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。
- (3) 労働者派遣事業所の派遣社員  
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。  
この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。
- (4) 契約社員・嘱託  
契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。  
嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- (5) その他  
上記（1）～（4）以外の者をいう。

- 10 「中央値」とは、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 11 「所得五分位階級」は、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 12 「所得の種類」は、次の分類による。
- (1) 稼働所得  
雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得  
世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。  
なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得  
世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得  
世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得  
世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- (2) 公的年金・恩給  
世帯員が年金・恩給の各制度から支給された年金額（二つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- (3) 財産所得  
世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- (4) 年金以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険  
世帯員が受けた雇用保険法による失業給付及び船員保険法による失業保険金をいう。
- イ その他の社会保障給付金  
世帯員が受けた上記（2）、（4）ア以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助、児童手当など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
- ア 仕送り  
世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等  
世帯員が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。
- ウ その他の所得  
上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。
- 13 「生活意識」とは、世帯が調査時点での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。